

指定障がい福祉サービス事業者自己点検表
(令和3年4月改正版)

【就労継続支援A型】

点検年月日	令和5年3月31日
事業所名	リンク
記入者(職・氏名)	取締役 岸松 博之

本点検表は、各事業所において指定障がい福祉サービス事業に係る指定基準を満たしているのかを確認するための点検表です。

1. 「点検結果」の記入は、下記の分類により、該当する項目を○で囲んでください。
・適：点検事項の内容を満たしている。(行っている。)
・否：点検事項の内容を満たしていない。(例：サービス管理責任者の員数が少ない等)

2. 作成後の活用について
・本点検表で事業所運営等の自己点検ができますので、指定申請や適正な事業所運営の確認にご活用ください。
・福岡市が実地指導等を行う際には、資料として提出をお願いいたします。
・確認事項に不明な点等がありましたら、担当までご連絡ください。

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援A型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型を提供しているか。 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援A型の提供に努めているか。 (3) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u> <u>* 令和4年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</u> (4) 指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 ※ ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。 【「介護給付費等の支給決定等について」 平19障発第0323002】	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	法第43条 平18厚令171第3条第1項 平18厚令171第3条第2項 平18厚令171第3条第3項 令3厚令10附則第2条 平18厚令171第185条 施行規則第6条の10第1号	運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 個別支援計画 ケース記録 運営規程 虐待防止委員会の開催記録 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 責任者を設置していることが分かる書類 運営規程 個別支援計画 ケース記録

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第2 人員に関する基準			法第43条第1項	
1 指定就労継続支援A型事業所の従業者の員数	指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。 多機能型事業所の場合は、「第5 多機能型に関する特例」を参照		平18厚令171 第186条第1項	
(1) 職業指導員及び生活支援員	① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 ② 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上となっているか。 ③ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上となっているか。 ④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	平18厚令171 第186条第1項第1号イ 平18厚令171 第186条第1項第1号ハ 平18厚令171 第186条第4項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
(2) サービス管理責任者	① 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ② サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。 ※ 利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。 この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないが、当該事業所の利用定員が20人未満である場合には、他の職務に係る勤務時間を算入することが可能で	適・否 適・否	平18厚令171 第186条第1項第2号 平18厚令171 第186条第5項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	ある。 なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められない。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの就労移行支援計画の作成等の業務を行うことができることから、この範囲で、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。【解釈通知 平18障発1206001】			
(3) 利用者数の算定	(サービス管理責任者の資格要件) サービス管理責任者は、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める要件を満たす者でなければならない。 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	適・否	平18厚告544 平18厚令171 第186条第2項	利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
(4) 職務の専従	指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	適・否	平18厚令171 第186条第3項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
2 管理者	指定就労継続支援A型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援事業所A型の他の職務に従事させ、又は当該指定就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (管理者の資格要件) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	適・否	平18厚令171 第187条 準用(第51条) 平18厚令174 第72条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 従たる事業所を設置する場合の特例	指定就労継続支援A型事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 （経過措置） 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労継続支援A型の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、3の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	（適） ・ 否 （適） ・ 否	平18厚令171第187条準用（第79条） 平18厚令171附則第23条	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 適宜必要と認める資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第3 設備に関する基準			法第43条第2項	
1 指定就労継続支援A型事業所の設備	（1）指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 （ただし、相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。） 多機能型事業所の場合は、「第5 多機能型に関する特例」を参照 ※ 原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な既存施設を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定就労継続支援A型を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用する。 【解釈通知 平18障発1206001】 （構造設備） 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 （2）訓練・作業室 ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 （ただし、訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。） ※ 複数種類の生産活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保すること。 【解釈通知 平18障発1206001】 （3）相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 （4）洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。	（適） ・ 否 （適） ・ 否 （適） ・ 否 （適） ・ 否 （適） ・ 否 （適） ・ 否	平18厚令171第188条第1項 平18厚令171第188条第4項 平18厚令174第88条準用（第34条） 平18厚令171第188条第2項第1号イ、ロ 平18厚令171第188条第3項 平18厚令171第188条第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】 【目視】 【目視】

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(5) 便所は、利用者の特性に応じたものであるか。 (6) これらの設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。) (経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	○適 ・ 否 ○適 ・ 否	項第2号 平18厚令171 第188条第2 項第3号 平18厚令171 第188条第2 項第4号 平18厚令171 第188条第5 項 平18厚令171 附則第22条	【目視】 【目視】 適宜必要と認める 資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第4 運営に関する基準			法第43条第2項	
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等が指定就労継続支援A型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援A型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。 ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理体制 ・ サービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等 【解釈通知 平18障発1206001】 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ※ 交付する書面に記載すべき内容 ① 経営者の名称及び上たる事務所の所在地 ② 提供する指定就労継続支援A型の内容 ③ 利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定就労継続支援A型の提供開始年月日 ⑤ 苦情を受け付けるための窓口 【解釈通知 平成18障発1206001】	○適 ・ 否 ○適 ・ 否 ○適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第9条 第1項） 平18厚令171 第197条 準用（第9条 第2項） 平18厚令171 第197条 準用（第10条 第1項）	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印）*電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料 重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印）*電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料 その他利用者に交付した書面 受給者証の写し
2 契約支給量の報告等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供するときは、当該指定就労継続支援A型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	○適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第10条 第1項）	受給者証の写し

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 提供拒否の禁止	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第10条第2項)	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	② 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第10条第3項)	契約内容報告書
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	③ 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第10条第4項)	受給者証の写し 契約内容報告書
	指定就労継続支援A型事業者は、正当な理由がなく指定就労継続支援A型の提供を拒んでいないか。 ※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。 【解釈通知 平18障発1206001】 (正当な理由の例) ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合	④ 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第11条)	適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対する協力	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 (連絡調整) 市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知 平18障発1206001】	⑤ 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第12条)	適宜必要と認める資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
5 サービス提供困難時の対応	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援A型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	⑥ 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第13条)	適宜必要と認める資料(見学受付簿、照会の記録等)
6 受給資格の確認	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	⑦ 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第14条)	受給者証の写し
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	⑧ 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第15条第1項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第15条第2項)	適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第16条)	アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第17条第1項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第17条第2項)	個別支援計画 ケース記録

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
10 サービスの提供の記録	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、当該指定就労継続支援A型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型の提供の都度、記録しているか。 (記録する事項) 提供日、サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額 等 【解釈通知 平18障発1206001】 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労継続支援A型を提供したことについて確認を受けているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第19条第1項) 平18厚令171第197条準用(第19条第2項)	サービス提供の記録 サービス提供の記録*電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料(利用者本人による確認が担保できる場合に限る)
11 指定就労継続支援A型事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定就労継続支援A型事業者が、指定就労継続支援A型を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第20条第1項) 平18厚令171第197条準用(第20条第2項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料*電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
12 利用者負担額等の受領	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の支払を受けているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第159条第1項)	請求書 領収書

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 (3) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食料料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食料料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①及び②のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの ※ ③の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付け障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によること。 【解釈通知 平18障発1206001】 (4) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第159条第2項) 平18厚令171第197条準用(第159条第3項) 平18厚令171第197条準用(第159条第4項) 平18厚告545二のイ 平18政令10第17条第1～4号 平18厚令171第197条準用(第159条第5項)	請求書 領収書 請求書 領収書 領収書 *交付が電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
13 利用者負担額に係る管理	(5) 指定就労継続支援A型事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定就労継続支援A型事業者が提供する指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定就労継続支援A型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第159条第6項) 平18厚令171第197条準用(第22条)	重要事項説明書 * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料 適宜必要と認める資料(上限額管理結果票等)
14 訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援A型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第23条第1項) 平18厚令171第197条準用(第23条第2項)	通知の写し サービス提供証明書の写し * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
15 指定就労継続支援A型の取扱方針	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援A型の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 (2) 指定就労継続支援A型事業所の従業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第57条第1項) 平18厚令171第197条準用(第57条)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
16 就労継続支援A型計画の作成等	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供する指定就労継続支援A型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ※ 自らその提供する指定就労継続支援A型の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努めること。【解釈通知 平18障発1206001】 (1) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援A型に係る個別支援計画(就労継続支援A型計画)の作成に関する業務を担当させているか。 (2) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 (3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援A型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援A型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定就労継続支援A型事業所が提供する指定就労継続支援A型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援A型計画の原案に位置付けるよう努めているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否 (適) ・ 否 (適) ・ 否	第2項) 平18厚令171第197条準用(第57条第3項) 平18厚令171第197条準用(第58条第1項) 平18厚令171第197条準用(第58条第2項) 平18厚令171第197条準用(第58条第3項) 平18厚令171第197条準用(第58条第4項)	適宜必要と認める資料 個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録 個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(5) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成に係る会議を開催し、就労継続支援A型計画の原案の内容について意見を求めているか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第58条第5項)	サービス担当者会議の記録
	(6) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第58条第6項)	個別支援計画(利用者または家族の署名捺印) * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
	(7) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画を作成した際には、当該就労継続支援A型計画を利用者に交付しているか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第58条第7項)	利用者に交付した記録 * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料
	(8) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成後、就労継続支援A型計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的なアセスメントを含む。))を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援A型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型支援計画の変更を行っているか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第58条第8項)	個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第58条第9項)	モニタリング記録面接記録
	(10) 就労継続支援A型計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第58条第10項)	(2)から(7)に掲げる確認資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
17 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労継続支援A型事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	① 適 ・ 否 ② 適 ・ 否 ③ 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第59条) 平18厚令171第197条準用(第59条第1号) 平18厚令171第197条準用(第59条第2号) 平18厚令171第197条準用(第59条第3号)	他の障害福祉サービス等に関する個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録サービス提供の記録 他の従業者に指導及び助言した記録
18 相談及び援助	指定就労継続支援A型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第60条)	適宜必要と認める資料
19 訓練	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	① 適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第160条第1項)	適宜必要と認める資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
20 実施主体	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条 準用（第160条第2項）	適宜必要と認める資料
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条 準用（第160条第3項）	適宜必要と認める資料
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条 準用（第160条第4項）	適宜必要と認める資料
	(1) 指定就労移行支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第189条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社（特例子会社）以外の者となっているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第189条第2項	適宜必要と認める資料
21 雇用契約の締結等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第190条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) (1)の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することのできる規則第6条の10第2号に規定する者（通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者）に対して、指定就労継続支援A型を提供しているか。 ※ 雇用契約を締結していない利用者に対し指定就労継続支援A型を提供する場合は、次の要件を満たすとともに、雇用関係への移行を進めること。	(適) ・ 否	平18厚令171第190条第2項	適宜必要と認める資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
22 就労	① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。 ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。 ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。 【「介護給付費等の支給決定等について」 平19障発第0323002】			
	※ 利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、別に通知するところによる。 (平成18年10月2日障発第1002003号「就労継続支援事業利用者の労働性に関する留意事項について」) 【解釈通知 平18障発1206001】			
	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第191条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第191条第2項	適宜必要と認める資料
23 賃金及び工資	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第191条第3項	適宜必要と認める資料
	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、21の(1)の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。 ※ 賃金とは、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うものすべてをいう。 【「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」 平19障発0402001】	(適) ・ 否	平18厚令171第192条第1項	賃金の水準を高めていることが分かる書類（ケース記録等）

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賞金の総額以上となるようにしているか。	適 ・ <u>否</u> 307減	平18厚令171 第192条第2 項	賃金台帳 賃金規程 就労支援事業に 関する会計書類 (出納簿等)
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、21の(2)の規定による利用者(雇用契約を締結していない利用者)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 ※ 工賃とは、工賃、賃金、給与、手当、賞金その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うものすべてをいう。 【「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」 平19 障発 0402001】	適 ・ 否	平18厚令171 第192条第3 項	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に 関する会計書類 (出納簿等)
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(3)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第192条第4 項	工賃の水準を高 めていることが 分かる書類(ケー ス記録等)
	(5) (3)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。	適 ・ 否	平18厚令171 第192条第5 項	工賃平均額が分 かる書類(1年間 の工賃支払総額、 1か月の工賃支 払対象者延べ人 数等)
	(6) 賞金及び(3)に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充てていないか。 (ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。)	適 ・ 否	平18厚令171 第192条第6 項	支払元の収入が 分かる会計書類
24 実習の実施	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。	適 ・ <u>否</u>	平18厚令171 第193条第1 項	適宜必要と認める 資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
25 求職活動の支援等の実施	※ 実習時において、職業指導員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、H報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、個別支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めていること。 【解釈通知 平18 障発 1206001】		項	
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第193条第2 項	適宜必要と認める 資料
	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第194条第1 項	適宜必要と認める 資料
	※ 就労継続支援A型計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、職業指導員が必要に応じ支援すること。 【解釈通知 平18 障発 1206001】			
26 職場への定着のための支援等の実施	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	適 ・ 否	平18厚令171 第194条第2 項	適宜必要と認める 資料
	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 ※ 利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。 【解釈通知 平18 障発 1206001】	適 ・ 否	平18厚令171 第195条第1 項	適宜必要と認める 資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
27 利用者及び従業者以外の者の雇用	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 ※ 就労定着支援の利用希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 【解釈通知 平18 障発 1206001】 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次のそれぞれに掲げる利用定員の区分に応じ、当該それぞれに定める数を超えて雇用していないか。 ① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数 ② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれが多い数 ③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれが多い数 (経過措置) 指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定就労継続支援A型を行う場合については、27の基準を満たすための計画を提出したときには、当分の間、27の規定は適用しない。	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第195条第2項 平18厚令171第196条 平18厚令171附則第21条	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
28 食事	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第86条第1項)	適宜必要と認める資料 * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
29 緊急時等の対応	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 ※ 食事の提供を外部の事業者へ委託する場合は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行うこと。 【解釈通知 平18 障発 1206001】 (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第86条第2項) 平18厚令171第197条準用(第86条第3項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
	(4) 指定就労継続支援A型事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定就労継続支援A型事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 →受けていない	適 ・ (否)	平18厚令171第197条準用(第86条第4項)	適宜必要と認める資料
	従業者は、現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第28条)	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
	指定就労継続支援A型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 ※ 健康管理の責任者を定めること。 【解釈通知 平18 障発 1206001】	(適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第87条)	適宜必要と認める資料
30 健康管理				
31 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定就労継続支援A型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたときと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条準用(第38条)	適宜必要と認める資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
32 管理者の責務	(1) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第12章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	○ ・ 否 ○ ・ 否	平18厚令171第197条準用(第66条第1項) 平18厚令171第197条準用(第66条第2項)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
33 運営規程	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 多機能型事業所の場合は、「第5 多機能型に関する特例」を参照 ⑤ 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び23の(3)に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 ⑦ 通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項 ※ 賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、就業規則と同様の記載とすることができる。 ※ 公共交通機関を利用して事業所まで通勤することが困難である利用者や障害の程度等により自ら通勤することが困難な利用者に対しては、事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うこと。	○ ・ 否	平18厚令171第196条の2	運営規程

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
34 勤務体制の確保等	※ 虐待の防止のための措置に関する事項 ① 虐待の防止に関する責任者の選定 ② 成年後見制度の利用支援 ③ 苦情解決体制の整備 ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) ⑤ 虐待防止委員会の設置等に関する事項 等 【解釈通知 平18 障発 1206001】 (規模) 就労継続支援A型事業所は10人以上の人員を利用できる規模を有するものでなければならない。 (従たる事業所を設置する場合の規模の特例) 従たる事業所は、10人以上の人員を利用することができる規模を有するものとしなければならない。 (1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対し、適切な指定就労継続支援A型を提供できるよう、指定就労継続支援A型事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者のH々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 【解釈通知 平18 障発 1206001】 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、当該指定就労継続支援A型事業所の従業者によって指定就労継続支援A型を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。) ※ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者へ委託しても差し支えない。 【解釈通知 平18 障発 1206001】	○ ・ 否 ○ ・ 否	平18厚令171第197条準用(第68条第1項) 平18厚令171第197条準用(第68条第2項)	平18厚令174第73条 平18厚令174第76条第2項 従業者の勤務表 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
35 定員の遵守	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4) 指定就労継続支援A型事業者は、適切な指定就労継続支援A型の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※ 講ずべき措置の具体的内容 ① 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 【解釈通知 平18障発0126001】	(適) ・ 否 (適) ・ 否	平18厚令171第197条準用（第68条第3項） 平18厚令171第197条準用（第68条第4項）	研修計画、研修実施記録 方針 相談窓口
	指定就労継続支援A型事業者は、利用定員を超えて指定就労継続支援A型の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） ※ 次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とする。 ア 1日当たりの利用者の数 ① 利用定員 50人以下の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。 ② 利用定員 51人以上の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。 イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。	(適) ・ 否	平18厚令171第197条準用（第69条）	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
36 業務継続計画	ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。 【解釈通知 平18障発1206001】 (1) 指定就労継続支援A型事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 （感染症にかかわる業務継続計画） ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ② 初動対応 ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） （災害に係る業務継続計画） ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等） ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③ 他施設及び地域との連携 【解釈通知 平18障発1206001】 * 令和6年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする	(適) ・ 否	平18厚令171第197条準用（第33条の2第1項）	業務継続計画（感染症・災害）
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ※ 感染症及び災害に係る業務継続計画についての研修を年1回以上（新規採用時にも実施することが望ましい）実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に必要とする支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。 なお、「感染症の業務継続計画」に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のため	(適) ・ 否	令3厚令10附則第3条 平18厚令171第197条準用（第33条の2第1項）	研修計画、研修実施記録 訓練の記録

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
37 非常災害対策	<u>の訓練と一体的に実施することも差し支えない。</u> また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】 <u>* 令和 6 年 3 月 31 日までの間は「実施しているか」を「実施するよう努めているか」とする。</u> <u>(3) 指定就労継続支援 A 型事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</u> <u>* 令和 6 年 3 月 31 日までの間は「行っているか」を「行うよう努めているか」とする。</u> (1) 指定就労継続支援 A 型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順(以下「行動手順等」という。)を整備し、それらを利用者及び従業員に対し定期的に周知する方法を定め実施しているか。 また、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置すること。 ② 非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせること。 ③ 関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底	適 ・ 否 適 ・ 否	令3厚令10 附則第3条 平18厚令171 第197条 準用(第33条 の2第1項) 令3厚令10 附則第3条 平24条例57 第186条 準用(第73条 第1項、第2項) 平18厚令171 第197条 準用(第70条 第1項)	非常火災時対応マ ニュアル(対応計 画) 運営規程 通報・連絡体制 行動手順 消防用設備点検の 記録 事業所の掲示物

就労継続支援 A 型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
38 衛生管理等	するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること 【解釈通知 平 18 障発 1206001】 (2) 指定就労継続支援 A 型事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (1) 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 ※ 特に従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じること。 また、次の点に留意すること。 ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 【解釈通知 平 18 障発 1206001】 (2) 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 <u>* 令和 6 年 3 月 31 日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする</u>	適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用(第70条 第3項) 平18厚令171 第197条 準用(第90条 第1項) 平18厚令171 第197条 準用(第90 条第2項) 令3厚令10 附則第4条	避難訓練の記録 消防署への届出 衛生管理に関する 書類

就労継続支援 A 型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	① 当該指定就労継続支援A型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ※ 事業所における「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための対策を検討する委員会(=感染対策委員会)を、おおむね3月に1回以上(感染症が流行する時期等は必要に応じて随時)開催し、その結果を従業者に周知徹底すること ※ 感染対策委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18障発1206001】 ② 当該指定就労継続支援A型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ※ 指針には次の事項を明記すること。 (平常時の対策) ・事業所内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等) ・支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等) 等 (発生時の対応) ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課など関係機関との連携 ・医療措置 ・行政への報告 ・発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制 等 【解釈通知 平18障発1206001】	① (適) ・ 否 ② (適) ・ 否	平18厚令171第197条 準用(第90条第2項第1号) 平18厚令171第197条 準用(第90条第2項第2号)	感染対策委員会の開催記録 「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための指針

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	③ 当該指定就労継続支援A型事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。 ※ 「感染症の予防及びまん延防止」「食中毒の予防及びまん延防止」のための研修を、年2回以上(新規採用職員は必須)実施すること。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものであること。 ※ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにすること。 ※ 実際に感染症が発生を想定した場合を想定した訓練(シミュレーション)を年2回以上行い、事業所内の役割分担の確認や感染対策(防護服の着用、ゾーニング等)を行った上での支援の演習などを実施すること なお、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 【解釈通知 平18障発1206001】	(適) ・ 否	平18厚令171第197条 準用(第90条第2項第3号)	研修計画、研修実施記録 訓練の記録
39 協力医療機関	指定就労継続支援A型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 ※ 事業所から近距離にあることが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】	(適) ・ 否	平18厚令171第197条 準用(第91条)	適宜必要と認める資料(契約書)
40 掲示	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の見やすい場所に、運営経程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (ただし、重要事項を記載した書面をその事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。)	(適) ・ 否	平18厚令171第197条 準用(第92条)	事業所の掲示物

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
41 身体拘束等の禁止	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	① 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第35条 の2第1項）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	② 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第35条 の2第2項）	身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 * 令和4年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ※ 事実所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（＝身体拘束適正化検討委員会）を年1回以上開催することが望ましい。 ※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。また、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能 【解釈通知 平18 障発 1206001】 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ※ 次の項目を盛り込んだ指針を整備すること ・ 事実所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 ・ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	③ 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第35条 の2第3項第1号） 平18厚令171 第197条 準用（第35条 の2第3項） 令3厚令10 附則第5条	身体拘束適正化委員会の開催記録 身体拘束等の適正化のための指針

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
42 秘密保持等	・ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・ 利用者等に対する当該指針の周知に関する基本方針 ・ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 【解釈通知 平18 障発 1206001】 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 ※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上（新規採用職員は必須）実施すること。なお、事業所内で行う職員研修において、他の研修プログラムと一体的に実施することでも可能 【解釈通知 平18 障発 1206001】	① 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第35条 の2第3項第3号）	研修計画、研修実施記録
	(1) 指定就労継続支援A型事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	② 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第36条 第1項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	③ 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第36条 第2項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、他の指定就労継続支援A型事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知 平18 障発 1206001】	④ 適 ・ 否	平18厚令171 第197条 準用（第36条 第3項）	個人情報同意書 * 電磁的方法による場合は、相手方の承諾が確認できる資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
43 情報の提供等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援A型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定就労継続支援A型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	③ ・ 否 ③ ・ 否	平18厚令171第197条準用(第37条第1項) 平18厚令171第197条準用(第37条第2項)	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等) 事業者のHP画面・パンフレット
44 利益供与等の禁止	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援A型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。 (3) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」など、おおよそ障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。 ※ 当該金品の授与が利益供与等にあたらないことを客観的かつ明確に説明できるよう、少なくとも以下のような対応を行うこと(事前に福岡市に相談すること) ・ 個別支援計画に具体的に位置付けること。 ・ 金品の授与が必要最低限であること。 ・ 当該金品の授与が利用者の支援に真に効果的であることを説明できる資料及び記録を	③ ・ 否 ③ ・ 否 ③ ・ 否	平18厚令171第197条準用(第38条第1項) 平18厚令171第197条準用(第38条第2項) 平18厚令171第197条準用(第38条)	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 個別支援計画 金品の授与の必要性を説明できる資料 領収書等

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
45 苦情解決	整備しておくこと。 ・ 当該金品の使途及び金額を把握し、学証資料(領収書等)を記録として残しておくこと。 【「利益供与等の禁止の徹底について(通知)」令元保障福第1054号】 (1) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ※ 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置(利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事実所に掲示することが望ましい。) 【解釈通知 平18障発1206001】 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知 平18障発1206001】 (3) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労継続支援A型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定就労継続支援A型事業者は、その提供した指定就労継続支援A型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援A型事業所の設備若しくは帳簿書類	③ ・ 否 ③ ・ 否 ③ ・ 否 ③ ・ 否 ③ ・ 否	平18厚令171第197条準用(第39条第1項) 平18厚令171第197条準用(第39条第2項) 平18厚令171第197条準用(第39条第3項) 平18厚令171第197条準用(第39条第4項) 平18厚令171第197条準用(第39条)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
46 事故発生時の対応	その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		第5項)	場合の改善したことが分かる書類
	(6) 指定就労継続支援A型事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第39条第6項)	都道府県等への報告書
	(7) 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかける限り協力しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第39条第7項)	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※ 速やかに第一報を報告するとともに事故発生状況報告書を当該利用者に係る市町村区へ提出すること。【福岡市障がい福祉サービス等に係る事故報告要領】 ※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第40条第1項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第40条第2項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第40条第3項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
47 虐待の防止	※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） ※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。【解釈通知 平18障発1206001】			かる資料（賠償責任保険書類等）
	指定就労継続支援A型事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 * 令和4年3月31日までの間は「講じているか」を「講ずるよう努めているか」とする。		平18厚令171第197条準用(第40条の2)	
	① 当該指定就労継続支援A型事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可 ※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第40条の2第1号)	虐待防止委員会の開催記録
	② 当該指定就労継続支援A型事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ※ 定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時等には必ず虐待防止の研修を実施すること 【解釈通知 平18障発1206001】	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第40条の2第2号)	研修計画、研修実施記録
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適 ・ 否	平18厚令171第197条準用(第40条の2第2号)	責任者を設置していることが分かる書類

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
48 会計の区分	指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援A型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 ※ 指定就労継続支援A型事業所における会計処理については、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年社援発第1002001号社会・援護局長通知）によること。 【解釈通知 平18障発1206001】	適・否	平18厚令171第197条準用（第41条）	収支予算書・決算書等の会計書類
49 地域との連携等	指定就労継続支援A型事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否	平18厚令171第197条準用（第74条）	適宜必要と認める資料
50 記録の整備	（1）指定就労継続支援A型事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 （2）指定就労継続支援A型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援A型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援A型を提供した日から5年間保存しているか。 ① 就労継続支援A型計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否 適・否	平18厚令171第197条準用（第75条第1項） 平18厚令171第197条準用（第75条第2項）	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記①から⑥までの書類

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第5 多機能型に関する特例			法第43条	
1 利用定員に関する特例	(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） 6人以上 ② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。 ③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上 (2) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。	平18厚令174第89条第1項	運営規程 利用者数がかかる書類（利用者名簿等）	
2 従業者の員数等に関する特例	(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サ-	平18厚令171第215条第1項 平18厚令174第90条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	
	(2) 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サ-	平18厚令171第215条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード）	

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
3 設備の特例	ビスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。		平18厚令174第90条第2項 平18厚令171第216条 平18厚令174第91条	従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第6 変更の届出等	(1) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定就労継続支援A型の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (変更届が必要な事項) ① 事業所の名称及び所在地 ② 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧ 訓練等給付費の請求に関する事項 ⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所 (2) 指定就労継続支援A型事業者は、当該指定就労移行支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	(適) ・ 否 (適) ・ 否	法第46条第1項 施行規則第34条の23 法第46条第2項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い			法第29条第3項	
1 基本事項	(1) 指定就労継続支援A型に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第13により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定就労継続支援A型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援A型に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により、指定就労継続支援A型に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	③ ・ 否 ③ ・ 否	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条 第3項 平18厚告523の二	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料
2 就労継続支援A型サービス費	(1) 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、第1の(4)に規定する指定就労継続支援A型等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ～ 令和3年3月31日サービス提供分 (2) 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）については、指定就労継続支援A型事業所等（平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の五の二のイに定める基準に適合するものとして、市長に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	③ ・ 否 ③ ・ 否	改正前平18 厚告523別表 第13の1の注 1 改正前平18 厚告523別表 第13の1の注 2 改正前平18 厚告551の五 の二のイ	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の五の二のイに定める基準職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を7.5で除して得た数以上であること ※ 1日の平均労働時間数 当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。 (3) 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）については、(2)に規定する指定就労継続支援A型事業所等以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 (4) (2)及び(3)の算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数にかかわらず、平均労働時間数が3時間以上4時間未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。 令和3年4月1日～サービス提供分 * 令和3年9月30日までの間は、(1)及び(2)について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。 (2) 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）については、指定就労継続支援A型事業所等（平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のイに定める基準に適合するものとして、市長に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た評価点に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	③ ・ 否 ③ ・ 否 ③ ・ 否	改正前平18 厚告523 別表第13の1 の注3 改正前平18 厚告523 別表第13の1 の注3の2 平18厚告523 別表第13の1 の注2 平18厚告551 の十三のイ	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体） スコアの算出根拠となる資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のイに定める基準職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を7.5で除して得た数以上であること ※ 評価点 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）の規定により算出される評価点をいう。 (3) 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）については、(2)に規定する指定就労継続支援A型事業所等以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び市長に届け出た評価点に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 (4) (2)及び(3)の算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の評価点が80点以上105点未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。 (5) 就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から④に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。 ① 利用者の数が次に該当する場合 100分の70 ア 過去3月間の利用者の数の平均値が、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合 (7) 利用定員が11人以下の施設 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合 (イ) 利用定員が12人以上の施設 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 イ 1日の利用者の数が次の(7)又は(イ)のいずれかに該当する場合 (7) 利用定員が50人以下の施設 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 (イ) 利用定員が51人以上の施設 利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合 ② 従業者の員数が次に該当する場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 職業指導員又は生活支援員の員数を満たしていない場合	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚告523 別表第13の1 の注3 平18厚告523 別表第13の1 の注3の2 平18厚告523 別表第13の1 の注4 平18厚告523 別表第13の1 の注4(1) 平18厚告550 の八 平18厚告523 別表第13の1 の注4(2) 平18厚告523 別表第13の1 の注4(3)	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	(7) 減算が適用される月から3月未満の月について 100分の70 (イ) 減算が適用される月から連続して3月以上の月について 100分の50 イ サービス管理者の人員欠如の場合 (7) 減算が適用される月から5月未満の月について 100分の70 (イ) 減算が適用される月から連続して5月以上の月について 100分の50 ③ 指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の提供に当たって、就労継続支援B型計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 ア 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 イ 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 <u>令和3年4月1日～サービス提供分</u> ④ 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、評価点をインターネットの利用その他の方法により公表していること市長に届け出ていない場合 100分の85 (6) 次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 (②～④については、令和5年3月31日までの間は減算しない。) ① 身体拘束等に係る記録が行われない場合 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 ④ 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合 (7) 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援A型サービス費を算定していないか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚告523 別表第13の1 の注5 平18厚告523 別表第13の1 の注6 平18厚告523 別表第13の2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 (利用者の手帳)
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障	適 ・ 否	平18厚告523 別表第13の2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料 (利用者の手帳)

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
4 就労移行支援体制加算	害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ～ 令和3年3月31日サービス提供分 (1) 就労移行支援体制加算(Ⅰ)については、就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 (2) 就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 令和3年4月1日～サービス提供分 (1) 就労移行支援体制加算(Ⅰ)については、就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	適 ・ 否	改正前平18厚告523別表第13の3の注1	等の写し、認定証、研修修了証書の写し(視覚障がい者等を支援する者が認定証、研修修了証書等を有している場合)
		適 ・ 否	改正前平18厚告523別表第13の3の注2	適宜必要と認める報酬関係資料(在職証明書等就職後6月継続したことが確認できるもの)
		適 ・ 否	平18厚告523別表第13の3の注1	適宜必要と認める報酬関係資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
5 就労移行連携加算	(2) 就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。	適 ・ 否	平18厚告523別表第13の3の注2	適宜必要と認める報酬関係資料
		適 ・ 否	別表第13の3の2の注	適宜必要と認める報酬関係資料
5 初期加算	指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第13の4の注	適宜必要と認める報酬関係資料
6 訪問支援特別加算	指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、第2の1に定める指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の従業者が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第13の5の注	適宜必要と認める報酬関係資料
7 利用者負担上限額管理加算	指定就労継続支援A型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第13の6の注	適宜必要と認める報酬関係資料(利用者負担上限額管理結果票等)

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
8 食事提供体制加算	低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に就労する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平18厚告523別表第13の7の注	適宜必要と認める報酬関係資料（調理員の勤務実績表・出勤簿、業務委託契約書等）
9 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、(Ⅰ)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 (3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、(Ⅰ)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(Ⅱ)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 ① 職業指導員又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ② 職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚告523別表第13の8の注1 平18厚告523別表第13の8の注2 平18厚告523別表第13の8の注3	適宜必要と認める報酬関係資料（勤務実績表、出勤簿、資格者証の写し等） 適宜必要と認める報酬関係資料（勤務実績表、出勤簿、雇用契約書等）
10 欠席時対応加算	指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又はその家族等	適 ・ 否	平18厚告523別表第13の9の注	適宜必要と認める報酬関係資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
11 医療連携体制加算	との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1日につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ～ 令和3年3月31日サービス提供分 (1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 (4) 医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合にあっては、算定しない。 令和3年4月1日～サービス提供分 (1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	改正前平18厚告523別表第13の10の注1 改正前平18厚告523別表第13の10の注2 改正前平18厚告523別表第13の10の注3 改正前平18厚告523別表第13の10の注4 平18厚告523別表第13の10の注1 平18厚告523別表第13の	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	に、当該看護を受けた利用者に対し、8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※ 看護の提供時間の考え方 医療的ケアを必要としない利用者：直接に看護を提供した時間 医療的ケアを必要とする利用者：直接に看護を提供した時間以外の見守りの時間も含めた時間 【令和3年度Q&A VOL.1】 (4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 ※ 医療的ケアを必要とする利用者（厚生労働大臣が定める者） ・スコア表（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 ・医師意見書により医療が必要とされる者 (5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※ 事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合 $(500 \text{ 単位} \times \text{看護職員数}) \div (\text{当該月の事業所の利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者数}) = 1 \text{ 人当たり単位数/日}$ 【令和3年度Q&A VOL.1】	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	10の注2 平18厚告523別表第13の10の注3 平18厚告523別表第13の10の注4 平18厚告523別表第13の10の注5	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
12 施設外就労加算	(6) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)から(5)を算定している場合にあっては、算定しない。 ～ 令和3年3月31日サービス提供分 指定就労継続支援A型事業所等において、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の三十五に定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚告523別表第13の10の注6 改正前平18厚告523別表第13の11の注 改正前平18厚告543の三十五	適宜必要と認める報酬関係資料 適宜必要と認める報酬関係資料
13 重度者支援体制加算	(1) 重度者支援体制加算(Ⅰ)については、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 重度者支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)の重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	適 ・ 否 適 ・ 否	平18厚告523別表第13の12の注1 平18厚告523別表第13の12の注2	適宜必要と認める報酬関係資料（障害基礎年金証書の写し等） 適宜必要と認める報酬関係資料（障害基礎年金証書の写し等）
14 賃金向上達成指導員配置加算	第2の1に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員（生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画（賃金向上計画）を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。）を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ（職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。）を図るための措置を講じているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場	適 ・ 否	平18厚告523別表第13の12の注	適宜必要と認める報酬関係資料（賃金向上計画、就業規則等キャリアアップを図るための仕組みが確認できるも

就労継続支援A型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
15 送迎加算	合に、利用定員に並び、1 日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はその一部の国が設置する指定就労継続支援 A 型事業所（指定管理者制度による委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援 A 型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 ※ 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎 ・送迎加算（Ⅰ） 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施していること ・送迎加算（Ⅱ） 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用していること、または、週 3 回以上の送迎を実施していること (2) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。 ※ 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎 事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する式内の建物との間で送迎を行った場合	適 ・ 否	平 18 厚告 523 別表第 13 の 13 の注 1 平 24 厚告 268 の四準用（一 のイ・ロ）	の、運用状況を確認 できるもの等） 適宜必要と認める 報酬関係資料
16 障害福祉サ ービスの体験 利用支援加算	(1) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）及び障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 A 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	適 ・ 否	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 1	適宜必要と認める 報酬関係資料

就労継続支援 A 型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	※ 指定障害者支援施設等とは、法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等（指定障害者支援施設若しくはその一部の国）をいう。 (2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定しているか。 (3) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定しているか。 (4) 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等が、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のロに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。 ※ 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のロに定める基準 指定障害者支援施設等の運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市により地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）として位置付けられていることを定めていること。	適 ・ 否	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の注 2	適宜必要と認める 報酬関係資料
17 在宅時生活 支援サービス 加算	指定就労継続支援 A 型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	適 ・ 否	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 2 の注	適宜必要と認める 報酬関係資料 （受給者証の写し、居宅介護支援 事業所等の派遣 に関する書類等）
18 社会生活支 援特別加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のハに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援 A 型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間	適 ・ 否	平 18 厚告 523 別表第 13 の 14 の 3 の注 平 18 厚告 551 の十三のハ 準用（十のロ	適宜必要と認める 報酬関係資料

就労継続支援 A 型

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	確認文書
	を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※ 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十二のハに定める基準 (1) 加算対象者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること (2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を配置すること又は当該資格を有することを訪問させることにより有資格者による指導体制が整えられていること (3) 従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。 (4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること ※ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者 医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者、刑事施設又は少年院の釈放から3年を経過していない者		) 平18厚告556 の九	